

徳島県告示第四百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年七月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所 の所在地及び名称	認可年月日
板野郡上板町 吉野川下流域土地改良区	令和二年五月十四日
阿南市桑野町 桑野土地改良区	同 六月一日
小松島市坂野町 小松島市南部土地改良区	同 二日
阿南市長生町 那賀川土地改良区	同 五日
吉野川市山川町 川田西土地改良区	同 八日
阿波市土成町 土成西部土地改良区	同 十日
阿波市土成町 昭和土地改良区	同
阿波市土成町	同
御所東部土地改良区	同 十五日